

【目的】 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための岡山大学の活動制限指針」（以下、「活動制限指針」とする。）の「授業」レベルによる情報統括センター管理の全学教育用PC・プリンタ及びマルチメディア教室（以下、「教育用PC等」とする。）の使用範囲を定める。

レベル	活動制限指針（抜粋）		教育用PC等使用範囲	備考
	授業 (講義・演習・実習)	学生の課外活動		
0	通常	感染発生情報に留意する。		○通常利用可 ただし、感染発生情報に留意が必要な場合や「課外活動」レベルが0でない場合は、一定の制限を設ける。
1	制限一小	○感染防止措置（試験定員等）の上、授業実施 ○メディア授業の推奨	○感染防止対策を最大限取った上で、活動を許可	○対面授業・CBT・GTEC・その他（期末試験等）当センターが認める一時的使用のみ可 ただし、授業が無い時間帯での利用やオンライン授業受講会場等の理由での利用は不可であり、次の条件を満たす授業及び利用者等に限る。 (条件) ①定員の半分以上で実施されるもの ②1日1人1端末のみ（前後）左右1端末空ける・1人複数端末の利用を控える）のみの利用であること ③1日1室1科目のみの実施であること ④利用者は発熱等風邪症状が見られる時や急な嗅覚・味覚障害を自覚するなどの体調不良が無いこと ⑤利用者は本学病院が定める感染多発地域から移動して帰着後2週間を経過していること ⑥入室前に必ず手指消毒を行うこと ⑦入室前から授業中、退室まで常時マスクを着用していること ⑧授業中は換気扇を常時起動し、30分程度に1回のペースで外気との換気を行うこと ⑨教育用PC等への消毒は、上記①～⑧を徹底することで省略可とする
1.5				
2	制限一中	○感染防止措置（試験定員等）の上、授業実施を制限 ○メディア授業主体	○感染防止対策を最大限に取った上で、大会出場等の活動を限定的に許可	○CBT・GTEC・その他当センターが認める一時的使用のみ可 情報統括センターが管理する教育用PCの例外的使用（GTEC, CBT）ガイドライン（令和2年7月17日 情報統括センター）に従うものとする。
3	制限一大	○対面授業停止 ○メディア授業のみ	○感染防止対策を最大限に取った上で、一部の活動のみを限定的に許可	○全面使用禁止
4	原則停止	○全休講	○全面活動停止	○全面使用禁止

※その他、本件に記載されていない事項については、原則、令和2年5月26日付け全学教育推進委員会承認文書「対面授業実施のガイドライン」に準じるものとする。

注) 黄色セルは令和2年10月20日現在のレベルを示す。